

## 日本地域学会送金為替等の換金手数料等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会計規程第 41 条の規定に基づき、本学会が所有する債権に基づいて、海外居住者または滞在者（以下、海外居住者）に対して金銭の支払請求（以下、対海外支払請求）を行う場合の、送金為替等の換金手数料等（以下、換金手数料）の負担等に関する規則を定める。

### (換金手数料の負担、免除)

第 2 条 換金手数料は、当該債務者の負担とする。

2. 対海外支払請求書の請求金額は、当該債権額に換金手数料を加算した額とする。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、当該債務者が本学会の会員（以下、会員）である場合には、本学会の金融機関の預金（貯金）口座への入金等で課金される換金手数料（以下、本学会側換金手数料）については、免除されることがある。

### (送金通貨)

第 3 条 対海外支払請求は、日本円通貨単位で行い、送金通貨は日本円でなければならない。

### (換金手数料の額、見積)

第 4 条 第 2 条第 2 項の換金手数料は、1 件につき 6,000 円とみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、事前に、当該本学会側換金手数料見積額が事前に明確な場合には、当該見積金額を第 2 条第 2 項の換金手数料とする。

3. 前 2 項の場合において、送金為替等の換金後に実際の当該本学会側換金手数料の額が、第 2 条第 2 項の換金手数料と異なる場合には、原則として、この差額の返金あるいは再請求は行わない。

### (金融事情による例外)

第 5 条 本学会事務局長（以下、事務局長）は、第 3 条の規定にかかわらず、当該海外居住者が直面する金融事情等により、日本円以外の通貨での対海外支払請求書の発行および送金通貨の指定を行う場合がある。

2. 前項の場合には、事務局長は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項の換金手数料の金額について十分な配慮を行い、本学会および当該海外居住者に極端な不利益

が発生しないように努力する。ただし、この場合には、第 4 条第 3 項の規定を準用する。

(雑収入等)

第 6 条 第 4 条第 3 項または前条第 2 項の但し書きにより、当該債権額を超えて発生した入金は、収支決算書の収入の部、雑収入として計上する。

2. 第 4 条第 3 項または前条第 2 項の但し書きにより、実際の入金が当該債権額を下回る場合には、その差額を、収支決算書の支出の部、学会運営費、送金為替等換金手数料として計上する。

(改正)

第 7 条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行する。

(経過措置)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、本則第 6 条の決算処理については、平成 20 年度から適用し、それまでは、この規程の制定後に発生した事項についてのみ、同条の規定に従って、会計処理を行い、それについてのみ当該年度の決算処理に反映させることができる。